

印鑑登録

本人と代理人とで  
手続きが異なります

印鑑登録は、本人か代理人かによって手続き方法が異なります。また、成年被後見人が登録する場合は、事前に市民課(☎20・1525)へ連絡してください。

本人が登録申請するには

登録する印鑑のほか、次のいずれかを持って、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で申請してください。

- 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付きの住民基本台帳カードなど官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができる物
- 市内に印鑑登録している人の保証書(登録番号・住所・氏名を記載し登録印を押した物)と、保険証や年金手帳などの本人確認ができる物

これらを持っていない場合は、登録する印鑑と本人確認ができる物(保険証や年金手帳など)を持つ

てきてください。後日「照会書」

が自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続きしてください。

本人が窓口に行けない場合

代理人が、登録する印鑑、委任状、代理人の本人確認ができる物を持って、市民課、下総・大栄支所で申請してください。後日「照会書」が登録者の自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続きしてください。

再度代理人が手続きする場合は回答書、委任状、代理人の本人確認ができる物、代理人の認め印が必要ですが、

印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証を

持ってきてください。代理人が手続きする場合も同じです。

また、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストアなどで取得することもできます。ただし、暗証番号の登録が必要です。

※くわしくは市民課へ。

成田スマートインターチェンジ

料金割引などを延長

現在行われている通行料金の割引と利用時間の拡大が引き続き令和3年3月31日まで延長されます。

- 利用時間 午前6時～午後3時
- 対象車種 II ETC搭載の全車種
- 割引料金 II 軽自動車など・普通車  
・ 中型車100円、大型車150円、特大車300円
- ※くわしくは県道路計画課(☎043・223・3120)へ。

社会福祉協議会

安心できる

暮らしのために

社会福祉協議会は、地域の誰も

が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するために、地域住民を一般会員として構成する社会福祉団体です。

会費は1世帯当たり年間500円で、区・自治会・町内会を通じて納入をお願いします。自治会などへ加入していない場合は、郵便局の振込用紙(手数料は無料)を送付します。寄せられた会費はさまざまに社会福祉事業に役立てられますので、ご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは社会福祉協議会(☎27・7755)へ。

草・木の枝の処分

分別を心掛けて

草刈りなどで生じた草は、土をよく落とし、乾燥させてから可燃ごみ(青色の指定袋)として集積所に出してください。

樹木の伐採などで生じた木の枝は、葉をよく落とし、直径5センチメートル・長さ50センチメートル未満に切り、直径30センチメートル未満に束ねて、袋に入らずに

集積所に出してください(1世帯当たり4束まで)。

束にできない小枝は、青色の指定袋に入れて出してください。

※くわしくはグリーン推進課(☎20・1530)へ。

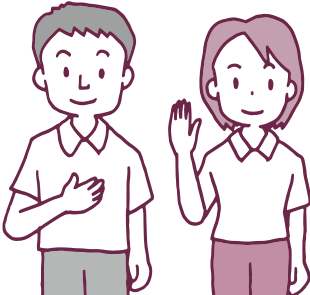
クールビズ

軽装での執務にご理解を

市では、省エネ対策としてクールビズ(冷房時の室温28℃を目安とした空調の稼働、ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツ着用などの軽装での執務)を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

クールビズ COOL BIZ



## 受水槽の管理

### 安全な水質を保つために

受水槽はマンション・アパート・店舗などで建物の利用者に飲み水などを供給するため、水道水を一時的にためる施設です。建物の所有者や管理者は、飲み水として安全な水質を保つため、法令で定める受水槽の清掃や点検を行い適切な管理に努めましょう。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

## 樹木の剪定

### 伸び過ぎた枝は危険です

樹木の枝が敷地から道路上へ張り出していることがあります。

車道や歩道へ伸びた枝は道幅を

狭くするなど、車や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

地域の安全のためにも、所有者は枝の剪定や垣根の刈り込みなどを適切に管理してください。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

## 水道メーター

### 委託業者が無料で交換

水道メーターの有効期間は、計量法で8年以内と定められています。市では、有効期間が満了を迎える家庭や事業所などの水道メーターを順次交換しています。

対象者には事前に連絡し、交換作業は市から委託を受けた事業者が無料で行います。

作業員は市発行の身分証明書を

携帯しています。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

## 都市再生整備計画

### 新たに作成しました

市では、都市構造再編集・中支事業の実施に当たり新たに都市再生整備計画(成田市居住誘導地区)を作成しましたので公表します。

閲覧場所 都市計画課(市役所5階)、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/en/vironment/page178500.htm>)

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

## 不法投棄防止

### 土地を適正に管理して

市では、不法投棄監視員や環境保全指導員などによる巡回・夜間パトロール、監視カメラの設置を行っています。不法投棄が後を絶ちません。廃棄物をみだりに捨てることは法律で禁止されています。発見したときは、速やかに環境対策課(☎20・

1532)へ連絡してください。

投棄物を確認・調査して対応します。

不法投棄は、管理の行き届いていない場所で発生する傾向があります。土地の所有者や管理者は不法投棄されないよう、防止柵の設置、定期的な見回り、草刈りなどに努めてください。区長や不法投棄監視員からの申し出があれば、啓発用の看板を無料で配布します。

※くわしくは環境対策課へ。

## スズメバチの巣

### 駆除に補助金を交付

市では、建物や樹木などに作られたスズメバチの巣を駆除するための補助金を交付しています。

交付を受けるには事前の申し込みが必要で、

補助額 巣の駆除にかかった費用の2分の1以内(上限5万円)

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

## 狭あい道路拡幅整備事業

### 安全なまちづくりのために

道幅が4メートル未満の「狭あい道路」に面した敷地で建築行為

を行う場合は、道路の中心から2メートルの範囲まで敷地を後退させなければなりません。

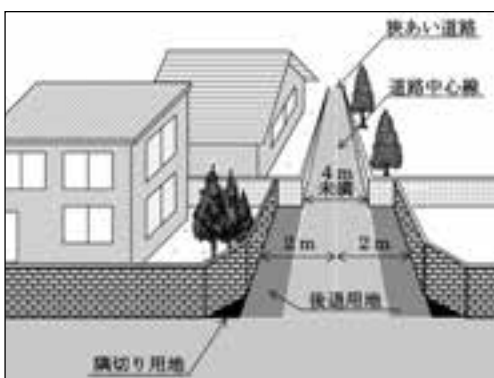
市では、道路から後退した用地を寄付してもらい、測量、分筆、道路整備などを行います。希望する人は建築住宅課(市役所5階)に相談してください。

対象 市が所有する幅員4メートル未満の道路に面し、道路と敷地との境界が確定している敷地で、建築行為などを行う人

市が行う業務 測量、分筆、登記、隣切り用地の買い取り、後退した用地の道路整備

申し込み方法 建築住宅課にある申込用紙に必要書類を添付し同課へ

※くわしくは同課(☎20・1564)へ。



# 市長日誌

4月1日(水)~15日(水)

1日	新規採用職員入所式 臨時庁議 新型コロナウイルス感染症対策本部会議(1・2・3・6・7・8・9・10・13・14・15日) 土地開発公社理事会
3日	民生委員・児童委員委嘱状伝達交付式
6日	エアポートツーデーマーチ臨時実行委員会
7日	食農教育教材本贈呈式
8日	新規採用職員研修(市長講話)



新規採用職員を激励(1日)

地球環境保全協定

活動事業者を募集

市では「成田市地球環境保全協定」を結び、省エネルギー・省資源対策、ごみの適正処理、リサイクルの推進などの活動を行う事業者を募集しています。

協定を結んだ事業者は、市の融資制度「環境経営支援資金」を受けることができます(融資には条件や審査などがあります)。

協定を結んだ事業者の一覧をホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page11000.html>)に公表しています。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

民生委員・児童委員

皆さんの身近な相談相手

5月12日(火)は、民生委員・児童委員の日です。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、皆さんと同じ地域に暮らす身近な相談相手です。福祉の制度に関する悩み事などがあつたら気

軽に相談してください。

各地区の委員が分からない場合は社会福祉課へ問い合わせてください。

※くわしくは同課(☎20・1536)へ。

中小企業資金融資制度

活用してください

対象Ⅱ中小企業者、新たに事業を始める人

資金の種類と上限額

- 季節資金…300万円
- 一般事業・環境経営支援資金…設備3、000万円・運転1、500万円
- 事業転換・創業支援資金…設備1、500万円・運転750万円
- 小口零細企業保証制度事業資金…設備2、000万円・運転1、000万円

利率(年率)

- 季節資金…6カ月以内…1・8%(実質自己負担率0・1%)
- 一般事業・環境経営支援・小口零細企業保証制度事業資金…1年以内…1・9%(実質自己

負担率0・1%)

- ・1年を超え3年以内…2・2%(実質自己負担率0・4%)
- ・3年を超え5年以内…2・3%(実質自己負担率0・5%)
- ・5年を超え7年以内…2・55%(実質自己負担率0・6%)
- ・7年を超え10年以内…2・8%(実質自己負担率0・7%)
- 事業転換・創業支援資金…利率はほかの資金と同率、実質自己負担率はほかの資金の半分

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

食品衛生法定講習会

検便と水質検査も

期日と会場(対象支部)

- 5月21日(木)…三里塚コミュニティセンター(成田東部支部)
- 6月16日(火)…大栄公民館(大栄支部・講習会のみ。検便と水質検査は、6月23日(火)午前9時30分〜10時30分に大栄公民館で受け付け)
- 6月18日(木)…国際文化会館(成田支部)
- 6月24日(水)…下総公民館(下総支部)

時間Ⅱ午後1時〜1時50分(講習は午後2時〜3時50分)

料金Ⅱ講習会1、500円、検便800円、水質検査7、700円(親自員以外は別途料金)

※くわしくは印旛保健所管内食品衛生協会(☎043・483・179)へ。

イノシシの捕獲

11月まで実施

県では、農作物に被害を及ぼすイノシシの捕獲を5月から11月まで実施します。捕獲にはわなを使用します。わなの周辺には注意看板を設置しますので、近づかないようにしてください。安全に努めて実施しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは県自然保護課(☎043・223・2058)へ。

国民健康保険税の軽減

離職した人を対象に

倒産・雇止めなどにより離職した人を対象に、国民健康保険税が軽減されます。

対象Ⅱ離職時点の年齢が65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業等給付を受ける人。雇用保険受給資格者証に書かれている離職理由(左表)により対象者を確認します

内容Ⅱ前年の給与所得を100分の30として課税

期間Ⅱ離職の翌日〜翌年度末における国民健康保険の加入期間申請に必要な物Ⅱ雇用保険受給資格者証、マイナンバー確認書類、本人確認書類

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

対象となる離職理由

番号	内容
11	解雇
12	解雇(天災など)
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
31	事業主からの働き掛けによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転などに伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)